明治四十一年十二月三十日第三種郵便物認可　（日刊）日曜日及祭日の翌日休刊　明治四十二年七月一日（木曜日）　第百四十九號（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

寄書

韓國中央銀行論（十八）

ケー、シー生

發行税に關する規定

發行税とは紙幣の發行に對し租税を課するの意義なり而して之に關する規定の要否は二樣に分つて論述するを要す（一）限外發行に對するもの（二）限內發行に對するもの之なり等しく發行税に相違なきも前者と後者とは賦課の目的に於て全然異なるところあればなり。

（一）限外發行に對する發行税は余輩が前項に說述せる如く財界の急要に迫り法廷の最高限度を超過して尙紙幣を發行すべき必要を生じたる場合に於て其超過發行額に對して賦課する租税なり此種の發行税は普通の租税とは全く其目的を同くせず普通租税の如く國庫の收入を得るの主意にあらず課税に依りて紙幣の增發を防止するを主眼とするなり限外發行は非常の場合に於て之を行ふものなれば市場の利子歩合暴騰するを常とすべく發行者は多少の租税を支拂ふとも尙相當の利益を收め得べしと雖も一朝市場平穩に復し利子歩合も亦平準に歸するときは租税と發行の費用手數とを計算すれば最早利益の餘地消滅すべきに依り發行者自ら限外發行を回收して平時の發行高に復するを努むべし即ち課税の結果限外發行は自然に減縮して發行高は法定限度內に復歸するに至る此の如く本間發行税は紙幣增發の防止を目的とするが故に其税率の如きも豫め一定する能はず市場逼迫の狀況に依り高低すべきものなれば法の規定としては單に最低率のみを定め從き實際の狀態を鑑査して其時每に政府之を指定するを宜とす是れ余輩が前項に於て「政府の定むる所に依り一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納むべし」と立案したる所以なり

（二）限內發行に對する發行税は之を賦課するが果て正當なるや否愼重に論究す可き要問也學說の多數は課税を非とするの傾向を示し居るも立法の實例は區々にして一定せず我邦の如は日本銀行券の限內發行に對し一箇年千分の十二半の割合を以て發行税を徵收すべき旨を規定せり而して課税排斥論の主旨とする所は公益事業たる金融機關に課税するは課税法の原則に反し一般經濟の發達を阻害するは惡税なりと云ふにあり之に反し課税說の論據とするところは紙幣發行者は最大の恩典に依り過當の利益を收むるが故に其利益の一分を割きて國家に分配せしむるは正當の事なりと云ふにあり二說何れも傾聽に價ひすべしと雖理論の討究は暫く之を措き余輩は韓國近時の經濟實情に察し寧ろ課税せざるを以て適當の措置なりと信ず由來韓國の事業界は資金に乏しく金利は割合に高くこれが爲企業の進歩を妨ぐること實に少なしとせず今中央銀行券の限內發行に對し課税すとせば其課税だけ中央銀行の利子歩合も昂騰すべきは當然の結果たるべく從つて一般金利も亦之に伴ふて上昇し益々事業の進興を抑壓するの惡影響を招致すべし之れ中央銀行を設立し資金融通の便益を進めんとするの本旨に矛盾するものと云はざるを得ず故に限內發行に對する課税に關しては特に法に規定するの要なきを認む。

文苑

●大々的馱作●　勘右衛門

筆の罪か想の罪か、何れにしても今回の著作は大々的馱作たるを失はぬ、而も大々的馱作と知つて上梓した僕の大膽にも呆れる恐らく文士としての僕の技倆を世間の人に疑はしむる基となつた、が之れも自ら招いだ罪致し方がない、イヤ之れといふも皆パンの爲めだ、紳來興商の時機を俟つて筆を執るといふことが今の場合何うして出來やう、ソレに察する所家內も何うやら姙娠らしい、五寸の筆營果して四人の形骸を支ふることが出來るだらう

●遊興振り●　宇都木

紳士の遊興振り……淺々として盡きぬらしい、併し這は紳士其の人が眼をとむるよりも北の方が眼をとむるだらうと思ふ、現に此の間僕の隣りのさる紳士の細君が頻りに新聞を讀みながら旦那にコンナ事を言つて居る處を下女が聞き憐て早速僕の家の下女に饒舌つたさうだ「オヤ貴郎は淸元がお出來ださうですね、嘸ぞ藝者衆にもてるでせう、何らせわたし見たやうなお多福は……まい……エ、口惜しい……お氣に召します……」



佐倉宗吾

（百二十）　眞龍齋貞水講演

此時佛頂寺の公善は、最早敵はぬと見ましたから、狂氣の如くに多くの人を搔分けたる事にて、矢來に掴まり中を睨と見る內にもう宗五郎夫婦の者は、裸馬に最とも悄然として茨の臺の御處刑場の矢來の內に入る縊々送つて參りましたる人々は　○「イヤー公津の旦那様、御別れでございます、貴下樣に於きましては、希が御最後の上は、極樂淨土へ入らせますやう、南無妙法蓮華經〳〵　△「南無阿彌陀佛〳〵」と云の聲で珠數を以て揉み鳴らしました時は、其聲天を裂くかと思ふ計りであります、すると矢來に掴まり見詰めて居りましたる公善は、益す耐らなくなつて、今にも飛り出さんとして居りますさ、矢來の中では、唯今入つて參りましたる宗五郎夫婦の者に水を飲ませしたが、如何に何でも、此水は快く咽喉を通ふらぬ、グツと云ふと水を吐き出す。所謂末後の水でございます、夫から兩名とも磔刑臺へ乘りました時に、中島宗四郎に於きましては、此處へ立上り、掛の者に指圖を致す、當日の事ゆゑ、何れも非人小者など多く控へ居ります、宗五郎は美瀰の兩名は眼前に三人の子供の姿を見て、誠に心好からざる有様、一同の見送の人々は唯題目を唱へ、念佛を唱へる有様、すると宗五の叔父に當る佛頂寺の公善は愈よ耐り兼ねて　公「御願ひでございまする」と聲を掛けた、此聲に喜六三之助の二人は「叔父様ア助けて下さいよう、叔父さまー〳〵」と喜六が聲を立てる、三之助は未だ乳房に縋る程の小供ゆゑ「叔父さんー〳〵」と云ふ宗平は有繫に總領だけに首うなだれて下うつむき、唯しみ〳〵泣いて居る、兩親は此姿を見ると、身体に波を搖がし雨眼を閉ちて居る、之を見たる一同の百姓は「宗五郎様は仕方がねえが、坊ッちやまや御新造は渡して下せゑましよ」と頻りに呶鳴つて居る其內に佛頂寺が　公「御役人樣、御願ひでございます、御願ひでございます」と云ふと矢來をパリ〳〵ッと開いて這入つた此時中島宗四郎　宗「コレッ、此乞食坊主、何故あつて此處へ這入る不埒者奴ッ　公「私は岩橋村佛頂寺の公善と申します、先頭成田山新勝寺はじめ、諸寺の住僧と共に、御慈悲を願ひ出た者でございます、宗五郎の御廻向は致方がないが、妻と子供等は希くは出家に、妻は尼に致す所存でございます、乞食坊主でも何でもございませぬ、俗緣の叔父でございます、御役人樣、何卒御願ひでございます、御上の御慈悲を以て、妻と子供は、御助けを願ひます　宗「エイッ、何を兎や角う申すな、今に及で左樣な事を申すとも、御聽届に相成らぬ、妨け致すな下れ〳〵ッ」と六尺棒で遮ざけやうとする　公「暫く遮顧つても御濟度がなければ致方がない、せめての事に喜六、三之助ッ、此叔父が汝等兩名を、奈落の底へ伴れて行く、サア一足先きへ往生遂げ、父母兒の來るのを、三途の川で待受けやう」と云ひながら役人の隙を窺ひ、喜六、三之助を兩の腕へ引抱へツッと立上る有様　宗「汝怪しからぬ、ソレッ」と云ふと一同の掛の者、六尺棒を以て、佛頂寺の公善に向ひ、今や打つて掛らんとする、之を見たる見證の百姓、ワツーと云ふと思はず矢來の內へ飛込み吾を忘れて「コレ、ハ、何をするだッ」と打つて掛ると、六尺棒を强奪つて、中島宗四郎をぶん撲る、頭の毛を持つて曳摺り倒す「イヤ此野郎ッ慈悲の ねえ野郎だ、踏殺して仕舞へ」どうも恐ろしい勢ひ、一時は處刑場は上となり下となり、十四五人の非人小屋者が踏倒される中島宗四郎は、向うへ踏倒され、蒼白になつてブル〳〵戰慄へて居ります、佛頂寺は一同の百姓が、役人を支へくれたるに由つて危き所を遁れましたから、狂氣の如くに相成りまして、パッと飛んで參りました。



京城新報

電車電燈瓦斯

世界無比の獨占

電氣事業の名目の下に韓國政府より特許せられ居りたるコールブラン氏の電車電燈の事業を日本人側に於て買收することゝなり既に賣買契約の調印濟となれり、是れ甚だ喜ぶべき事なりとす、啻に事業其者の有利なるの故のみに非ず、是に依りて京城市の交通機關が改善發達せらるれば也、亦電燈の供給も格外の點燈料を徵せられざるに至れば電氣點燈は廣く行はるゝに至るべし、而して余輩が之に就て唯杞憂を抱く所のものは互に競爭すべき性質を有する此電氣事業と瓦斯事業とを兼營して世界に例なき獨占をなすや否やの問題也一昨日の東電に依れば此電車電燈事業の買收者は日韓瓦斯會社にして而も同會社が之を兼營するものゝ如し、余輩は到底之を信ずる能はざるも、若し夫れ果して之が事實なりとすれば京城市の爲に由々敷大事也、余輩は之に就て統監府の注意を促すと同時に大に反對の意見を發表して市民の考慮を求むる所あらむ。元來市に屬する獨占事業は交通機關と云ひ點燈事業と云ひ、給水事業と云ひ、原則に於て以市其者の經營すべき者也、京城の如き所に於ては我居留民團と漢城府とが共同して經營すべき者也、然りと雖も時の事情及資金の都合等に依りては此獨占事業を一時便宜の爲に私設會社の營業として經營せしむるも、或る程度迄は之を許すの止むを得ざるものあらむ、併し今回の如く京城に於ける瓦斯供給の獨占事業を營む所の瓦斯會社が同時に電車電燈の兼營をなすが如きことあらば、他日市の利益を蹂躙し公衆の負擔を重からしむるに至るや必せり、既に市の交通機關たる電車のみを一の會社に獨占せしむるも充分なるに之に電燈事業を併營せしむるは其公益上變則の事たる也、此際是を分離せしむるの至當なるに何ぞや瓦斯會社が此二個の獨占事業を兼營すると云ふに至ては言語道斷也、全体瓦斯會社の設營の目的は電燈事業に對して競爭するの趣旨ならずや、電燈と瓦斯とは點燈と動力を供給するに於て、互に競爭すべき性質の事業也、然るに其競爭すべき同性質の事業を兼營するに至らば日韓瓦斯會社は世界無比の獨占會社とならむ、假令經營者が如何に善人なりとも、勢ひ事業の改良發達を計らずして徒に市と需用者を苦しむるに至るは必定也。惟ふに我統監府は余輩に於てすら憂慮する此獨占事業兼併を日韓瓦斯會社に許容するが如きことはなかるべしと雖も、今日の場合永年コールブラン氏の手にありて如何ともすべからざりし電車電燈が日本人側に移りしことを喜ぶの餘り將來の利害を深く顧みずして一時の感情に驅られて瓦斯會社に兼營の認可を與へずとも保し難し、果して然らば米人たるコールブラン氏の手を離れて日本のコールブランに移りたると云ふに過ぎず、當局者は須く此點に注意して日韓瓦斯會社と云はず、其他何たる名義の會社にても既に獨占事業を有し居る會社に他の獨占事業を兼營することを許さゞるの方針を採るべし、當局者にして余輩の言に聽かずして之を許容せば此等數種の獨占事業を有する會社の根底牢として拔く可らざるの勢に至らば其手は以て市政を紊亂し公利公益を無視するの事に出でむ、此場合に至らば統監府と雖も或は之を取締るに苦しむ可きも、今に於て是を戒飾するは最も必要の事なりとす。

トロール反對

本邦に排斥を受けたるトロール漁業者は其毒手を韓海に揮はんとし甘言以て當局者に說き今や釜山巨濟島近傍に於て試漁の許可を得たりと云ふ、余輩を以て見ればトロールは現代漁業方法中の虛無黨なり、攪亂者なり、政府當局者と雖も該漁業方法の有害なるを知らざるの筈なし、知つて尚且つ許可の傾向を示すは東洋拓殖會社の有力なる運動に脅かさるゝ爲なり、政治は由來最大多數者の最大幸福を目的とす、少數者の利益を目的とするトロールの如きは政府斷じて之を禁せざるべからず。

鯨捕業の合同

物騷なる韓海は一方にトロトルの侵入を受けんとするに亦もや捕鯨業者の合同を見んとす、右に關し當業者の一人岡某近日農商工部に稟議すべしと云ふ、公平なる觀察よりすれば從來捕鯨業に對する當局の措置は鯨族保護濫漁防止の美名の下に小數の會社に格外の利益を與へたるものなり、今や當業者は格外の利益に滿足せず當局者の迂なるに乘じて韓海捕鯨業の合同を名として獨占を企てんとするなり　當局者中人あらば彼等の陰謀を看破せざるべからず。

北京電報

▲錫總督の通告

東三省總督錫良氏は日本官憲に向ひ旅順大連に於ける阿片喫煙を禁止され度き旨通告せり

▲端總督の出發

直隷總督兼北洋大臣に任ぜられたる端方氏は趙爾巽の着任を俟ち前任地を出發する筈なり（三十日午前東京經由）

ホノルヽ電報

▲罷工の不調停

布哇耕主は上野領事の妥協を聽かず一應復業せし後に非れば賃金値上げに應じ難しと主張し勞働者は依然罷工を繼續し兩者の調停行惱みの姿なり（三十日午前東京經由）

東京電報

▲伊藤公大磯行

伊藤樞密院議長は一日大磯出發渡韓の途に就く爲め昨日古谷秘書官小山技師を隨へ大森恩賜館より大磯に赴けり（三十日午前發）

▲瓦斯會社契約締結

澁澤男等のシンジケートはコールブランとの間に韓美電氣買收の交涉纏まり岡崎遠光氏シンジケートを代表して二十萬圓の着手金を渡し契約締結せり其の買收額は百七十萬圓にして內五十萬圓を第一擔保付社債百万圓は一切の權利資產二十萬圓は現金預金石炭及び六月十二日より八月受渡日に至る利益金なり次で日韓瓦斯會社は更に同額にてシンヂケートより引繼經營すべし

▲討伐隊行賞發表

討伐隊の行賞本日勳六等以下四千二十三名對して發表せらる

▲安奉線問題意見決定

昨日閣議にて安奉線問題に對する意見決定し伊集院公使に訓令を發せり

▲日糖被告保釋

日糖事件被告は七月三日保釋を許すに決したり

▲金融大に繁忙

金融大に繁忙を極めコールマネー一錢二厘貸付日步一錢六厘なり

▲荒井次官の出發

荒井度支部次官は本日不破事務官を從へ歸任の途に就けり（以上三十日午後發）

雜報

●伊藤公着後の日程

伊藤公は四日馬關發の豫定なるを以て京城着は六、七兩日の中なるべく六日に着さるれば七日に韓皇に謁見七日着とすれば八日謁見の筈なるが謁見終りて後韓國各大臣は八日景福宮內慶會樓に大園遊會を開き新舊統監送迎の宴を張り十日には新舊統監の催ふしにて統監邸に園遊會を開き各大臣以下日韓官民を招待することに內定し居れりと

●統監の献上品

曾禰統監が太皇帝及嚴妃に献品したることは昨紙報じたる處なるが尚皇帝及皇后にも左の如き品物を献上したりと

韓皇　金平目地江八景蒔繪文臺硯箱一式、黄色織物服地二着

韓皇后　梨子地塗總銀金具附古銘蒔繪箪笥一個、擣入服水色スミ二著

尚此外各皇族以下政府各大臣宮內官へ絹緞を贈呈せられたり

●太皇帝の近狀

太皇帝の近狀に就て君側に侍る某侍從の談なりとて云ふを聞くに太皇帝は全く政治の事などは打忘れ玉ひ頃日は嚴妃と共に女官等を御側近く召され親ら女官の手をとらせられ書き方を教へ玉ひなどして其閑を消させられつゝありと

●鐵道局廢止と局員

內部臨時鐵道調査局は其事務に完成せんとするを以て該局は當然廢止さるべきものなるが該局員は地方官吏に轉用すべく目下內部にて協議中なりといふ

●漁業出願者激增

水產局にて受付たる免許漁業の出願件數は廿六日迄に千五百八十四件の多きに達したるが內日本人五百十件韓人七百四十九件他は團体出願なりと云ふ

●韓國の司法官試驗

韓國に於ける司法官試驗は來る十月十三日第一回を擧行する筈なるが其課目は刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政法國際法の七課なりと云ふ

●內部の觀察使召集

內部は來月五日各道觀察使を召集することに決定し既に夫々通牒を發せり

●紀念章佩用准許

首相李完用以下十五名は我國より頒受したる東宮殿下御渡韓紀念章の佩用を准許せられたり

●トロール漁業に就て

オツター、トロール漁法は農商務省の交涉に依り短期間試驗の爲め之が承諾の回答を農商工部より爲したるものなるが其爲めに影響を被る該地方漁業者の反對に付きては先づ農商務省に反省を求むる手段を採るの外なかるべしとなり

●皇室の勅使差遣

伊藤公統監在職中渡韓の際は我皇室より特に內大臣秘書官を同伴差遣さるゝを常例とせしが今回の渡韓に就ても特に內大臣秘書官及森宮內大臣秘書官を同伴差遣さるる由

●密漁と參與官會議

韓國西海岸に於ける密漁船取締は稅關に於てこれが取締を勵行しつゝあるも尚監視船の眼を掠めて密漁に從事するもの尠なからざるより當局者に於ても稅關と協力して之が取締に腐心しつゝある由なるが二十九日の參與官會議に於ては此方法に就き協議する處ありしと云ふ

●京商議員選擧決定

京城日本人商業會議所にては豫報の如く卅日午前九時より同會議所樓上に於て施行したるが三級二級の決定せし人名は左の如し

三級　百九點森村太郎、百七點久保虎介、百六點田代宗四郎、百五點近藤佐五郎

二級　九十四點田中始一郎、九十二點小川勝平、九十二点高木德彌、九十点池田長次郎

一級議員は欄外にあり

●引繼依然困難

度支部より東拓會社に引繼ぐべき驛屯土引繼の困難なることは屢々報道せる如くなるが尚近來聞くところに依れば報導と實際とは往々不實合にてこれが所在を知り難きてあり或は其土地に對して第三者より異議を申立つる者などありて常に紛擾を免れざる由なるが境界の如きは殆んど確定したるものなく度支部吏員と東拓社員とは昨今の炎天にも拘らず此の困難なる引繼事務に鞅掌せる有樣は實に氣の毒なりと實地を見たる某氏の談なるが斯る狀態なる故四分の一引繼さへも容易に終了すべくもあらず況んや全部の引繼は豫定の時日を以ては到底爲し得べからずと云ふ

●日韓政府と輸出牛

農商工部は來る八月二十日より輸出牛の檢疫法を實施し釜山に於て之れが取扱を開始するに就きては其法令に依り日本人を束縛すること能はざるを以て韓國政府は日本農商務省と交涉を爲し韓國政府の證明ある牛にあらざれば日本に於て輸入を禁止することに至るべしと云ふ

●共進會と水產局

朝鮮海水產組合に於ては本年秋期九州に於て開催せらるべき聯台共進會に向け韓國水產上の現勢を示すべき品物を陳列せんとし目下之れが準備中の由なるが尚進んで來年英國倫敦に於て開設せらるべき日英博覽會にも有益なる出品を爲さんとし今より計畫中なりと云ふ

●漁業期間の解釋

漁業法に依り提出すべき漁業願書は漁業の時期を記すべき筈なるが右の時期とは出願人が免許又は許可の有效期間に於て實際漁業に從事せんとする期間を指示せるものなれば漁業の種類に從つて若し一箇年以內の有效期間なれば何月より何月迄と記すれば足るべく二箇年以上の有效期間なれば每年何月より何月までと記する筈なりと

●夏期講習會と訓令

七月二十五日より八月七日に至るまで京城（漢城師範學校）平壤（普通學校）大邱（普通學校）の三箇所に於て普通學校敎師の夏期講習會を開催すべきに付學部大臣は各普通學校長及敎監へ向け入會の勸誘方及入會者の職姓名を七月十日以內に報告すべき旨訓令を發したりと

●大韓協會支部設立

慶南陝川郡李南植、尹錫祐等五十餘名は大韓協會の支部を組織せんとて目下本部と交涉中なるが不日設置の運びに至るべしと

●送迎會と龍山民團

京城に於ける新舊統監送迎の準備等は既報の通りなるが尚伊藤公の都合により龍山居留民團も合併する事となりたるを以て當日は定めて盛會なるべしと

●意見書提出準備

宮內府大提學李容元は頑者感ずる處ありて統監に意見を陳情せんとし目下之が意見書の起草中なりといふ

●警察署長の會議

若林警視總監三十日午後一時永谷第一課長、濱島第二課長、桐原、鈴木、上村各署長青木主理等を召集し警視廳管內警察署長會議を開きたりと

●各銀行の定期總會

度支部關係の各農工銀行、手形組合、共同倉庫會社、漢城銀行大韓天一銀行及韓一銀行等の定期總會は法令の規定に依り六月末の帳簿締切後一箇月內に於て開催すべき筈なれば來月中旬より下旬に亘り總べて終了すべき筈なりと

●平渡書記官の訓示

第二回任命の郡主事に對し廿九日に引續き平渡府部課長より訓示ありたるが尚學部農商工部よりも關係高等官列席の上專管事務に就て訓示すべし

●內部吏員定期昇給

內部吏員の定期昇給は目下各課に於て審査中なれば不日發表さるべし

●賣物市場の移轉

從來南大門通りにて營業しつゝありし日韓濟商物商五十餘名は店前掃除費の名義の下に店主より過大の地料を徵せられ其苦に堪へざるより明治町二丁目に移轉を計り其筋に出願中なるが三十日頃認可の筈なるを以て開店は七月三日頃なるべしと

●巡查治療費給與規則

內部にては巡查及女監取締に對する一時金及治療費給與規則の制定中なるが脫稿の上は閣議を經て發布すべしと

●普通學校敎監任命

三十日韓國普通學校に敎監として任命されしもの左の如し

仙波武平、小松榮吉、橋爪亭造、宮下政興、大野德市

●巡查採用試驗成蹟

過般擧行したる巡查採用試驗の成蹟は受驗者百八十六名の內學術筆記に合格したる者五十一名にして二十五日合格者に對し体格驗査を爲したる處三名の不合格ありたる由なれば結局四十八名の合格者を出したる譯なりと

●漢城新報の擴張

從來週刊たりし漢城新報は今回西大門外居前慶北觀察使尹憲氏を社長とし李鼓鎔、張周錫、閔吾勳、趙昂九の諸氏を賛成員とし社務を擴張し七月一日より日刊とすべしと云ふ

●韓國棉花會社總會

韓國棉花株式會社は二十六日大坂紡績聯合會事務所に於て總會を開き上半期間の營業其他諸報告を終り年五步の配當案を可決したり夫れより臨時總會に移り監査役の滿期改選を爲し何れも重任に決定散會せりと

●平義間二等車連結

從來新義州平壤間は急行列車の外二等車を連結せざりしが二十六日より當分の內平壤午前八時十五分發及び新義州發平壤着午後九時五十九分の二列車に限り二等三等の混合車一臺を三等客車に增結する事に決定せりと

●內部第一回救恤金

內部にては暴徒の被害に苦しめる全南各郡人民に第二回救恤金四千圓を支出し各遺族に分給せしめりと

●大韓每日主筆退社

大韓每日申報主筆十柴憲氏は去る二十六日を以て退社したり

●釜山水練場の準備

釜山敎育會附屬の水練場は七月下旬より開始すべきに付き七月に入り之が開場準備として入場生徒を調查する由

●熊谷民長學校視察

熊谷民長は三十日中學校を視察せしが更に一日第二小學校及高等女學校を、二日第一小學校、三日南山分校及び幼稚園を視察すべしと

●釜山理事廳の移轉

同理事廳は二三日前假廳舍へ全部移轉せるが事務の取扱ひは二十八日より假廳舍にて取扱ひつゝありと

●鑛業許可

鑛業法に依り採掘權を許可されたるもの左の如し

▲金鑛 十七萬三千坪 平安北道龜川郡 京城南部張輔衡 ▲石炭 四十三萬三千坪 咸鏡北道鏡城郡 釜山西町宮崎方山根源三郎外二名 ▲金鑛 七十四万一千坪 平安北道江界郡 京城中部尹致午外二名

公人私人

▲湯淺秀富（慶北警察部長） 入京巴城館に投宿中の處二十九日歸任せり

▲吉川岩喜（技師） 同天眞樓に投宿中の處同日平壤に向へり

▲仲野雄七郎（水原東山農場長） 二十九日入京天眞樓へ

近事片々

▲每朝　少許の降雨あるも沛然たる大雨なき爲に植付出來ず願はくは皇天雨を惠めや

▲地方の農夫等歎じて曰く本年は早[illegible]年ならんと果して然らば甚だ憂ふべき[illegible]

▲三尖　政策とは何ぞ實踐まゝ識を爲して[illegible]とあり三尖政策なるもの果してありや否や

▲一尖は統監府一尖は東拓一尖は軍司令部三尖を巧に掌握する者智者桂大頭誰也乎

▲其背後に山縣公ありて勵力を供給すと是れ何の意味たるを知らず知る人ぞ知る[illegible]

▲宮相　閔君近頃騙身に[illegible]ならば宮相として甚だ穩當とは云ふ可[illegible]

▲閔君　宮相就任の際吾儕は聊か評論を試みたりき當時或る一派は是に信を置き[illegible]

▲我儕の所論は遠からざる中に判明せ[illegible]が官目千人目明千人とは面黑き警喩ぞかし

▲日人　官吏連にも隨分目出たい輩が少くない韓人を見損ふて後悔するものなきか

▲局外より傍觀すれば抱腹絕倒に價する事屢々あり須く洗服を開て韓人を統御せよ

▲次官及韓內閣員の一新更迭は此際是非斷行せられたしとは恐らく衆庶の希望也

▲總て事物の刷新改良には新しき人物を要すとは格言也古き嚢に新酒を盛る者なし

▲新人物に寄らざれば情實なるものは容易に洗滌せられず西湖大人英斷を施せよ

▲隈伯　平井鐵道院副總裁を介して後藤總裁に意見を傳言す兩人の論戰は甚だ面白し

▲伯曰く近時の鐵道事故は冗員淘汰經費節減の消極策の結果肥料を惜て收穫を望む

▲總裁答て曰く官線は三十年來病膏肓に入る巢大根に肥料を施して何の効かあるぞ

▲今にして斧鉞を揮はずんば之を改善新するの機なしと[illegible]儀式にて頗る痛快

▲チロル氏西比利鐵道に依らずして再び日本に來りて何事か調査する事ありとの事

▲南清に於ては亦も我綿糸に對してボイコツトを始む裏面の煽動者夫れ何國の人ぞ

▲東京に於ては掏摸の大親分檢擧せられ警察界色めき辯護士も關係ありと世は末[illegible]

●一級議員當選人名

京商一級議員の當選人名左の如し

二十八点[illegible]之介二十七点[illegible]太郎

●市原總支配人談話

總支配人歸來の談に曰く韓國目下の[illegible]一銀の[illegible]たる經濟上利權を擧げて之を中銀に讓り我は又從來の設備と利益との爲めに相當なる次第なるも中銀の設立にも日韓創立委員さなん茲に其引繼萬端整理の爲め歸京した人員等は多くは此儘中銀に引讓るの方針なるも京城、釜山、仁川等二三の支店[illegible]りと京通は報せり

●韓人教員講習會

今[illegible]に於ては[illegible]

●本浦商會手數改題

本浦は本人商[illegible]

(日刊)(月曜及祭日翌日休刊)　明治四十二年七月一日　京城新報　(木曜日)　第百四十九號　(三)



▲相談の相談▼

(何んでも御相談に應じ升)

◎問　自分は憂様の者にて一昨年仁川から當地に來て旭町一丁目に住む韓國學校の女教師の宅に奉公して居つた者ですが昨年夏の事、私を世話して呉れる知人の所を訪問で暇して居る同郷の人で今は或る役所の課長とやらをして居る良太さんが酒に醉ふて來て厭がる私をむりむたいに連れ歸り二日二夜は歸へさず自分の心の儘にしたので私も誠に殘念ですが致方なく捨鉢其後しば〳〵旭町の宅に來て會ふ時は自分から身を委せ不義の快樂を味ひ居りました因果は恐ろしいものでありました二月三月は何事もありませんでしたが五月六月と月が重なるにつれ腹も隱れず良太さんの處へ行きましたが良太さんは澁めたが方なしに櫻町(櫻井)へ行けと呉れずと云ふて何日迄もさう云ふ譯にもゆかず、と二十圓と云ふ金を遣はし成し者の其子が男は取て呉れず西も東も知らぬ此の空にて女の痩せ腕に子一人抱へ食ふや食はずの今日のざま云ふもの〻何とかしてよいか思ひ餘りて御相談申上ます(きせ)

◎答　御氣の毒です深く御同情申します貴女の望みは其子供が片付けば宜しいのでしょうならばモ一遍先方の男に其の子の引き取り方を申込んで御覧なさい、男の子は男に付くもの女の子は女に付くものだなぞと云ふは昔の事です、乾度何んとか埒を開けて呉れます、夫れでもです、先方には妻君がある可く穏かに話し込むです、聞かなかつたら、其男の姓名住所を書いて寄來しなさい又其の相談に應じます、之れに懲りて末の見込の付かない事は必ず成さるものでありません

◎問　僕は本年二十九、妻は雪子と申し本年十八の美人です、今を去る昨年四月轉任を命ぜられて異國に住むこととなりまして新夫婦ですが、此頃二人共身が不慣れして心細い事もありませんから、朝夕運動と經濟とを兼ねた田園生活とシャンと野菜物を作つて見たいのですが土地を貸して入れるには金の位で借りられましょうか十坪もあればよいですが(龍山生)

◎答　最も好い御考へですがれ宅が何の邊か判りませんから從つて回答するに由なし又十坪計り宅と別々に借りたら困るでしょう、全体土地を借りる相談に妻君の慾氣なるを聞いて肝要な欲する區域を指定せんと云ふことが有るものですか御兩親が側に居らぬと思つて勝手なこと計らして居るのでしょう身体の惡くなるのは至當です、それたしなみなさい眞正に(係)

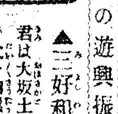
……の餘地を許さず然るに愈々中央銀行の設を見るに至つては一銀か是迄獲得し……一ざるからず左れば今回一銀の主張に就ては協商の末全く我が希望も容れらるゝ所……すべければ愈々設立開業の曉となるは早くも來春となるならんか是迄の行合土地及び業事務を取扱かはしむる筈なりと云ふ……

●頌德碑の立往生

▲頌德碑設立費取戻請求

人材登用の途開らけてより兩班の權勢頓に失墜し何れも意氣大に沮喪の有樣なるが茲に珍無類の兩班征伐こそ始まりたれ前軍部大臣李根澤氏の兄李根皓氏が嘗て長興府使在任の當時該郡人民は李の治蹟を表彰する爲め頌德碑を建立したりしが數日前纔堀府民を代表せる金某なるもの李根皓宅を訪ね談じて曰く貴官本府に在任の時人民は何事かの感想を以て碑を建立せるも今に至り追想するに府にて頌德すべき治蹟更に無し寧ろ貴官より强ゐられて建設したるやの形跡あるを以て之に要せし費用の全部を償還され度しとの事に李氏は其返答に窮したる由なるが兩班の勢威隆々として人民土芥の如かりし昔時を回想すれば奇異なる對照とこそいふべけれ

紳士の遊興振



▲三好和三郎君

君は大坂土佐堀の生れで代々相應な米穀商を營み居りしも大失敗を重ねて殆んど赤裸々の姿となり渡韓したのは去る三十二年であつた、爾來貿易商を營み側ら土地、家屋の經營に從事し着々成功し現に三好町の如きは君の造つた町である、其外其所此所の空地に家屋を設けて町を形ち作り京城の繁榮に貢献して居る、斯くて君は僅々十年の間に於て京城屈指の財產家となり曾ては民會議員や衛生組長をも務め今は大阪人會の評議員長を務めて居る、根が生粹の大坂人なる故交際振は極めて地味で隨つて遊興振も放歌亂醉と云ふ方ではない、元來餘り呑めぬ口なれば愛妓のれ酌で三四杯も傾くれば忽ち陶然として耳を赤くし團居の者等の勸めに任かせ演る處の者は一トッテンの踊りだ、此トッテンの踊りは日淸戰爭の頃大阪で流行した者で是を變へるに就ては中々苦勞を爲たそうだ、君が五尺六寸五分の長軀でトッテン〳〵と瓢逸に座敷を廻る時分には客も藝妓も其愛嬌に腹を抱て笑はざるを得ないと

次は大岡京城日報社長

●短銃と短刀で脅迫す

▲借り物を返さずして

仁川花房町居住の長崎縣生れ岡部定次(三七)と云ふは目下水道局工夫に雇はれ居れるものなるが元來無賴の徒にして敷島猫島遊に掛けては借飲をなすを手柄の様になし又部下の韓人より金を借りて拂はぬより韓人夫より爪彈せられ居る程の男なるが定次は先頭遊興費なきより一策を案じ韓人夫より時計を借り受け夫れを直に入質して徒費したり其の韓人は自分の時計ではなく兄の秘藏品なれば速に返濟すべしと迫るも定次は容易に返さゞるにぞ韓人某は一昨夜十一時花房町なる居宅を尋ねて談判に及びたる所今此所に無ければ同行せよとて同町上手の人通りなき所に至り韓人某に向ひ余りシツコク請求するとコレだぞと短銃及びドスを示して脅かしたれば韓人某は一目散に逃げ出し花房町派出所に斯くと訴へたるが一方定次は其の足にて豫ねて買ひ馴染の猫島瓢亭のれきよの元に今夜はれ前も殺ろして仕舞ふなど狂言の脅かしをやつて居る最中を取り押へられ仁川署に引致目下取調中

●大雷雨と雷落

そろ〳〵韓國も雨季に入りたるため此の二三日來天候何となく穩かならざるが去る二十六日は夜に入りて近來稀なる大雷雨あり雷鳴は午後十一時十五分頃よりオドロオドロと轟きわたり闇を劈く電光の閃めき殆ど絶間とてはなく危やといふ間もあらばこそ天柱折れ地維摧くるかと思はるゝ計りの大豪雨車軸を流すが如く沛然として降り來り其の粒の大なると勢ひの烈しさとは何に譬へん樣もなく人家どいふ人家はいづれも時ならぬ夜中の雨漏りに大騷ぎをなし斯くて此大豪雨は翌二十七日の午前二時五十三分に至りて漸み雷鳴も電光も同時に靜まりたるが其の雨量は三、〇二糎を示せし由にて且つこの大雷雨のため當地附近にては松羅山に落雷あり其地の韓人旅宿屋へゴロ〳〵ピシャンと落ち折柄宿泊中の韓人坑夫二名その落雷に觸れまッ黑燋げになつて燒死したり(平壤通信)

●淫賣屋のれ灸

本町七丁目料理店末岡丹吉(■〇)は本年六月十日より大分縣平民首藤たま(三七)を酌婦として雇入れ制規の屆出を爲さずして使用し居たるを發見され昨日南部署にて科料金一圓に處せらる

●れ千代の篤志

當地花月樓に於て嬌名高かりしれ千代拍子事鹽澤千代子は今回年期滿ちて歸國するに際し金拾圓を南山本願寺の行旅病者收容所へ金拾圓を京城孤兒院へ寄附したりと奇特と云ふべし

●藝妓芝居の景氣

▲登場者の熱心な稽古振

中檢披露の藝妓芝居は愈々明二日より旭町歌舞伎座に於て開演の筈なるが今回は各樓藝妓の腕比べとも云ふべき晴れの場所なれば各登場藝妓連の稽古の熱心さは實に素破らしき者にて夜と言はず晝と言はず閑さへあれば稽古を勵み居れるが明初日は滿華亭一廓の都合なれば同亭にて以昨日女將の引率にて藝妓一同歌舞伎座に出張し同座の釜三郎貴笑等の後見にて立稽古を爲したるが三次の金藤次、頓兵衛今奴の彈正及び忠兵衛梅之助の八右衛門玉助の政岡れ龍の鐵之助杯は最も振つたものなり尚ほ同亭の役割は左の如し

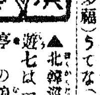
「千代萩御殿より床下迄」鶴千代(いち)千松(小奴)政岡(玉助)沖の井(勝丸)八汐(三次)榮御前(鳴吉)仁木彈正(今奴)松前鐵之助(れ龍)小牧(一奴)忍び(筆子)腰元(大勢)

「玉藻前三段目旭の袂」金藤次(三次)萩の方(大助)桂姫(筆子)初花姫(玉吉)采女之助(若龍)

「戀飛脚大和往來茶屋場」忠兵衛(今奴)梅川(政菊)八右衛門(梅之助)たゑん(勝丸)へ下大藏(鳴吉)仁右衛門(れ龍)肝入由兵衛(大助)太鼓持(れ多福)同(小奴)

「矢口渡頓兵衛住家」頓兵衛(三次)れ舟(久之助)六藏(若龍)義峯公(れ多福)うてな(一奴)

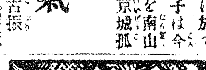
演藝



▲北韓巡業中なりし三遊亭遊七は一昨夜歸京す▲永樂亭の浪花節長丸は不相變好評なり▲歌舞伎座　市川市當は本日丈假名手本忠臣藏の都なしで役割左の如し

桃井若狹之助、早野勘平(貴笑)伴内、斧九太夫(福島)千崎彌五郎(琴樂)鹽谷判官、善六(雀三郎)堀部彌兵衛、平右衛門(三河藏)れオ、仲居(米花)れかる(市猿)顔世御前、れかや(歌之丞)

平民文庫



◀平民文庫▶

▲ナメタヂも料理の方法其當を得れば立派に食はれる即ち煮沸つた湯に入れてサッと茹で鹽にて揉みヌメリを去り臓を除き鹽水に放し置き能く洗ひ適宜の大きさに切り酢味噌にすると乙なものだ、アラマア厭だわイヤ好かないわねね杯上品振る可らず(くれなゐ)▲アー惜しい事をした東京佃島では鰻茶に三杯も始末にならんで樂てたと云ふことだもう少し早く知つて居たら君に貰つて行つたものを(小僧)▲大和町二丁目に青雲亭と云ふ料理屋の女將の姪にれスガとか云ふ十六七の娘ありて他にも四五人の酌婦も居たが近來酌婦どもが秩を連ねて休替へするにそ何故と探つて見ると此のれスガが無暗矢鱈に誰れの客でも横皎へをする譯だ居つて見ればロアングリ(憎まれ生)▲藝妓芝居は七月二日から滿華亭の藝妓は總出にて歌舞伎座に稽古に行つて居るよ(色男)▲知つてるよ其の位ひのことは(係)▲京城の金持ちで無鑑札で宿屋を營業し更に其の宿泊者に女を周旋する怪不埒の奴があるので憤慨に堪れん(宿場の帳場)▲劇場なぞに臨檢する警官には演劇のすきな人を行つたが宜い舞臺で演つてる最中でさへ居眠りと云ふと語弊があるが不覺船をこいで居るのを見受けることがある他所見も惡いし當人も苦痛だらうから(實見生)▲今年もモウ半歲經つた光陰矢の如しとは能く云つたものだナア(浪人)▲馬鹿に感心したもんだなア(小僧)▲此の二三日驛屯土引繼難と云ふ雜報を見ないが何んだか物足らぬ感じがするよ(一讀者)▲翡翠の藝妓は何故芝居をせぬのか(きの字)▲其様ことを云つて本社に食つて蒐つては困ります(係)▲滿華亭の三次は面は醜いが流石義太夫の素養のあるだけ臺詞即ち聲に巾があるから蛇度成功すると信じます(仕出し持)▲南大門停車場前のエーテーは實に安値に仕度が出來るのでほんとに便利だす親子丼なぞは實に上等だす電話を掛けさへすれば仕出しもする相だすが私共の樣に便利の樣で不便利な南大門通り附近のものに取つては調法だす(井頭生)▲電話交換手も人間だから癪に障ることもあらう腹の立つこともあらうが一々對手に尖り聲で食つてかゝることは注意せられたいと思ふが無理では無からう(畑)

●無屆居住者處分

福井縣南條郡武生町指物職西谷富吉(三九)及同縣丹生郡志津町同職森川仁作(三三)は本年三月三日より當地花園町四十七番戶へ居住しながら其屆出を怠りし爲め昨日三圓の過料に處せらる

●迷兒

一昨日午后五時頃本町三丁目街路に於て黃金町一の六一加藤藤太郎長男勝(四つ)が迷兒となり居たるを警官が保護し實父に引渡さる

●公判だより

法務院に於ける公判明日の分は左の如し

民事(午前十時)　上訴人小林甚藏被上訴人金甚顯間賭掛代金請求、抗告人酒井政平被抗告人株式會社第百三十銀行間破產決定抗告

刑事　詐欺被告人宮島芳之助、贓品故買被告人平山多三郎

●天氣豫報(自三十日午後六時至一日午後六時)

南西の風曇少雨

廿九日　最高溫度　八〇、六　最低溫度　六五、一　(華氏)

제149호 1909. 7. 1.

各種 洗濯石鹸 專門製造販賣
用途 陸軍、鐵道、船舶、鐵工、鑛山、水道、諸工業用
京城旭町二丁目（電話九七三番）
朝日石鹸製造所

▲無料紹介欄▼

人事部

●被雇度 年廿五才年大阪にて商業に従事す店飾りの心得あり給料不望確實保證人あり 氏名在社（二八三）

●求妻 年齢廿歳より廿六歳迄位にして品行方正身体强健なるもの男三十歳には統類なし月收六十圓 氏名在社（二八七）

●正派薩摩琵琶研究會 授教希望の方は申込あれ 京城壽町一ノ一八番戸 會主 有馬良熊（二八八）

●齒科 齒生年十九保證人あり給料不要 姓名在社（二九一）

中學校卒業廿歳會計事務に心得あり會社及商店に被雇たし 氏名在社（二九二）

物件部

●土地賣物數十個家屋賣物澤山あり 本町民團役所前 佐々木

●賣家 京畿道利川郡利川に諸營業に適當の家屋あり地所共に金二百圓にて賣却す 京城三角町三 山内（二八二）

●貸家 南山町二丁目にて八疊と外に四間あり家賃面談 氏名在社（二八九）

●大弓場貸地 旭町一民團役所燒跡附近一番夏店にて遊歩に最適當なる場所に大弓場の貸地あり 氏名在社（二九〇）

廣告

◎●○消閑之清遊●○
每日午後 開會諸君 子陸續御臨を賜へ
京城明治町二丁目
京城碁會
（大和湯前〇万隣）
●市中之仙境●

南山の風景を目前に眺め
浴場の設備あり



京城南山町一丁目

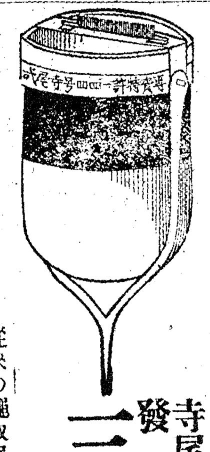
梅毒專門
皮膚病一般
痔注射療法（不要入院）
京城南大門朝市場櫻家旅館内
神戸養生院長
出張診察所
電話三百十二番
院長府立大阪病院專攻 元兵庫縣立福原驅梅病院醫長
醫學得業士 蘆田耕平
○資力乏しき病者には割引又は施療を爲す

蘭、萬年青、西洋葵、花類、盆栽
販賣及貸鉢
貸鉢料一ヶ月卅錢
並に野菜類卸小賣
龍山鐵道官舍第八十九號前
榮花園

手揉石拔精白米 米利堅粉菓子粉洗粉諸粉 櫻麥挽割麥豆類其他雜穀 宅台名會社釀造清酒特約 茨木釀造木白印醬油特約 大日本麥酒會社製品特約 洋酒洋菓和洋罐詰瓶詰類 字治銘茶紅茶コーヒー類 味噌漬物砂糖乾物海產物 罎綿小紬綿延綿帶綿綿類 雨傘麻裏足袋石鹸諸雜貨

京城明治町一丁目
牧野豐田商店
附屬工場 牧野電力精米所 牧野電力製粉所
（電話二五三番）

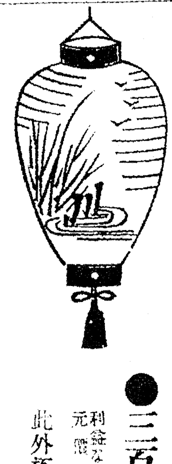
●衛生を重する人は本器を試よ●
●專賣特許寺尾式蠅取器は……從來の蠅取器の如く蠅の入を待つ必用なし
●專賣特許寺尾式蠅取器は……如何なる高所にても使用せらる、便あり
●專賣特許寺尾式蠅取器は……從來の蠅取器の如く酒等の必用なく少量の石油にて事たる
●專賣特許寺尾式蠅取器は……從來の蠅取器より便利にて價格又低廉なり
●經濟を重する人は本器を試よ●



寺尾式ハイ取器
發賣元
三友商會
京城南大門外古市町四十二番戸（停車場前）

時節柄敷物及夜具等新調仕り室内の設備も相整申候御客樣に對しては叮嚀親切を旨とし調理の義は從來よりも一層勉强可仕候間倍舊の御引立奉願候
京城南山町四丁目
扇金旅館
（電話長一〇七番）

概略營業品目
和洋帳簿諸紙類 文房具學校用品 卷紙封筒手帳類 帽子洋傘クツ鞄 洋服附屬品一式 メリヤス類一式 毛布膝掛馬車掛 石鹸香水齒磨類 タオル、ハンカチフ 手袋沓下袋物類
正札一引なし
京城市内の御注文は遠近に不拘早速持參可仕候
地方よりの御注文は代金引換小包にて發送仕候
官衙、陸軍、銀行、會社御用達
京城本町四丁目
池田長兵衛
電話二百〇六番
和洋雜貨卸小賣商



右は數に限あり御希望者は早く御申込被下度候
●三百張限り
利益なし元價の貳拾五錢
此外極上等品種々あり
東京市麴町區三番町廿九番地
藤井兵太郎
京城大和町一丁目百四十一番戸材木屋前（取次電話五五）
藤井出張所

本所は江湖の依賴に應じ誠實迅速に鑛物鑑定及分析に從事す
手續書は郵券一錢五厘御送付次第送呈す
擔當者は元鑛山監督分析器技師粟野德一
鐘路通 丁目
漢城鑛物分析所
（電話二三八番）



工場新築落成に付當分の間二割引
九州セメント
上等生石灰販賣
京城南山町一丁目電話三四四番
山村商店
龍山元町二丁目 電話三四八番
中村運送店

統監府御用
諸官衙人力車
荷物荷造及運搬
本店 京城本町三丁目（電話四〇番）
出張所 同南大門驛構内（電話七三二番）
伊藤組

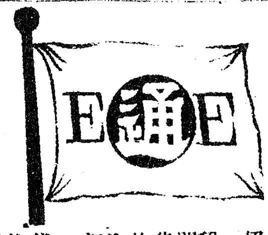


眼科專門
本町一丁目參十四番戸
元松井跡（電話三十六番）
江頭眼科醫院
醫學得業士 前漢城病院眼科部長 江頭富雄

病室完備入院隨意
移轉廣告
從來の向（元韓城新聞社跡）へ移轉す
十全病院
電話七三七番

營業科目
和洋紙類 印刷附屬品 印刷インキ 和洋書籍 防腐デシン 穀物食鹽 諸染料類
諸官衙御用品調達
各學校御用品調達
委託販賣
東京ランバーグ商會代理店
東京中外アスファルト株式會社代理店
東京千代田生命保險相互會社代理店
東京博文館發行書籍特約店
東京金港堂發行書籍特約店
釜山臺鹽合資會社食鹽特約店
藤田合名會社
本社 京城明治町二丁目 電話二三〇番
出張所 東京京橋區南鍋町一丁目十番地 電話新橋三九六二

明治廿年七月創立●京城代辨店 本町四 山口呉服店 電話九
東京海上運送保險株式會社
資本金一千萬圓●事務所 京城本町二の三 電話一〇六〇番

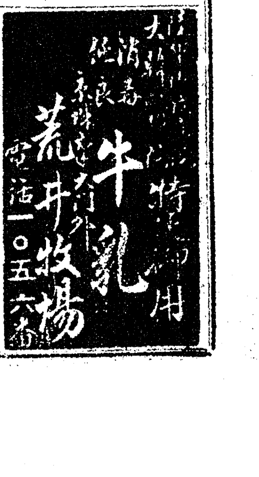


貨物運送取扱 危險擔保運送 税關貨物取扱 附運品代金 貨物引換證付貨物運送 發行
內國通運株式會社
京城南大門驛前 京城支店 電話七〇八番
仁川驛前 仁川出張所 電話五一一番
草梁驛前 釜山出張所 釜山驛前電話六一六番 草梁驛前電話九三七番
龍山驛構內 龍山派出所 電話二〇六番

內外科、眼科 花柳病科
入院隨意
本町六丁目五十番戸
瀧澤醫院
（電話七二二番）

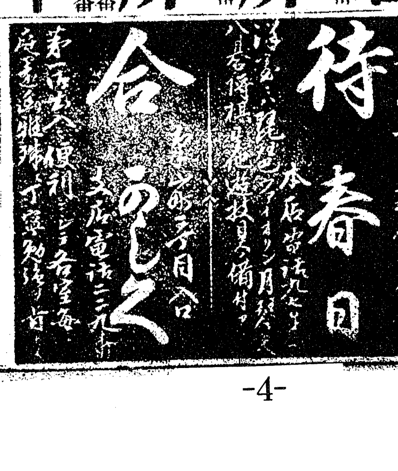


特約販賣自製
漬物 味噌 醬油 製造元
京城本町五丁目
大上商店
（電話二五一番）
和洋酒、◎精酎、穀物麵類、銘茶、罐詰、乾物荒物食料雜貨、ビール、米糀、塩辛各種特約販賣尚御望に依り商品切手調進仕候



◎氣候變化－牛乳
◎牛乳－純良－消毒
韓國畜產株式會社
南大門外（電話八八番）

▲清潔の下宿▼
客室の清潔と調理の美味と御扱の懇切とを特色として下宿營業仕候間賑々敷御投宿の程御願申上候
壽町二丁目十番戸樣小路（元花屋跡）
かめ屋
▲懇切の下宿▼



日本郵船株式會社
瀛船仁川出帆廣告
仁川海岸通 郵回漕店
貨物及船客取扱店
電話三九番

後由長崎門司神戸行 山城丸 七月四日午後三時
大連、太沽、牛莊行 高砂丸 七月一日正午時
大連、大沽、牛莊行 山東丸 七月二十日午前五時
大連、大沽、牛莊行 酒田丸 七月二十二日正午
釜山出帆、元山、浦潮、浦鹽行 立神丸 七月七日午後
御注意 御乘船ノ際ハ税關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ船出帆ノ約五十分前ニ解纜ノ事

●新聞料 ▲一ヶ月金三十五錢 ▲六ヶ月前金…
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行…
發行兼編輯人 秋山忠三
印刷人 高木久馬
發行所 京城新報社
京城南部小門通 電話大六三